

中央公園(ファミリープールを含む。)指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
中央公園 (有料公園施設 ファミリープール) 広島市中区基町
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市みどり生きもの協会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名 (予定)
公益財団法人広島市みどり生きもの協会
- (2) 非公募とする理由
本市では、中央公園の今後の活用について検討してきており、その中で中央公園全体の一体性や施設配置のあり方などについて検討している。
中央公園において、旧市民球場跡地の開発、サッカースタジアム建設及び広島城周辺の整備が予定されており、当該区域が次期指定期間中に現在の指定管理の範囲から順次外れていく。これらの再整備の過渡期において適切に公園を管理するには、長年中央公園の指定管理を担ってきた公益財団法人広島市みどり生きもの協会の知見が必要不可欠であるため、公募による選定は行わず、同協会を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準 (有料公園施設 ファミリープール)
 - ア 供用日
7月1日～8月31日 (8月6日を除く。)
 - イ 供用時間
午前9時から午後6時まで
 - ウ 特記事項
申請者から供用日や供用時間の変更について提案を求める。
- (5) 業務の内容等
 - ア 公園の管理運営業務
 - (ア) 有料公園施設 (ファミリープール) の利用許可 (「緊急の場合 (避難場所の開設等) は許可を取り消す。」などの条件を付す。)
 - (イ) 利用調整 (施設案内、利用指導、苦情対応)
 - (ウ) 利用促進 (事業実施、宣伝広報)
 - (エ) 災害時等の対応 (応急作業)
 - イ 公園の維持管理業務
 - (ア) 施設管理 (保守管理 (法定点検等)、維持管理 (清掃、警備等)、施設修繕 (遊具、便所等))
 - (イ) 植物管理 (樹木、芝生等の維持管理 (剪定、除草、害虫駆除等))
 - ウ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入済み。
 - (イ) 有料公園施設 (ファミリープール) について、申請者から令和4年度から同8年度までの各年度の入園者数の数値目標及びそれを達成するための利用促進策の提案を求める。
 - (ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
 - (エ) 有料公園施設 (ファミリープール) の安全対策は、「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省及び国土交通省策定) を踏まえて行うこと。
 - (オ) 自主事業として、食堂及び売店を管理運営すること。
 - (カ) 中央公園における事業の進捗に伴い、業務範囲が変更になることを踏まえ、事業計画書を作成すること。
- (6) 配置人員
 - ア 4人を標準とする。
 - イ うち有資格者
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額 (5年間分)
4億6,307万2千円
なお、指定期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
また、指定期間中に業務範囲が変更となる前提で経費の積算を行うこと。

- (8) 指定管理料の支払方法
 ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
 イ 支払は、毎月払とする。
- (9) 評価基準等
 ア 欠格事項
 申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 中央公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 中央公園における事業の進捗に伴い、事業範囲が変更になることを踏まえた提案になっているか。 ③ 中央公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ④ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ⑤ ソフト、ハードの両面から利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑥ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況 ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	達成・未達成 該当・非該当
【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	策定済・未策定 有・無 策定済・未策定 有・無
【地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合 広島市内に本店がなく支店がある場合 広島市内にその他事業所等がある場合 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当